

民間の統計と統計法

1 民間の統計と現行の統計法

現行の統計法（平成 19 年^{2007 年}法律第 53 号）では、民間の作成する統計については規制していません。これは、平成 18 年 6 月 5 日の統計制度改革検討委員会報告¹において「民間が作成する様々な統計の中にも「社会の情報基盤」として貴重な情報を社会に伝達しているものは少なくないが、それらは、民間の自由な創意と工夫によって作成、改善等が図られることで一層の発展が期待できるものであることから、新たな法制度では、……統計の作成主体としては公的機関のみを対象とすることとする。」とされていることを踏まえたものであると考えられます。

2 民間の統計と旧統計法

第 92 回帝国議会における統計法案の答弁（【別記】）をみると、旧統計法（昭和 22 年^{1947 年}法律第 18 号）における民間の作成する統計について、考え方の底流にあるものについてうかがい知ることができるように思います。

昭和 22 年 3 月の貴族院統計法案特別委員会議におけるいりえとしお入江俊郎政府委員（内閣法制局長官）による統計法案趣旨説明によれば、「民間の一般統計調査に付きましては、其の自由なる実施を期待する意味に於きまして、前に述べました統計委員会への届出以外には特別な制限は設けてありませぬ。」としています。

具体的には、同会議における美濃部亮吉政府委員（内閣統計委員会事務局長）の答弁から、政府の政策批判の基礎となるような統計について法律によって制限を与えることは、デモクラシー（民主主義）の原則に反するのではないかということを考慮し、民間の統計に対しては官庁及び法律は、統計委員会への届出以外にはタッチしないというスタンスであるとし、規制しないことで民間の統計作成活動を保護しつつも、民間の統計の発達を指導（支援）したいという意向であることを示唆しているように感じました。ちなみに、坂本信三「我が国の統計制度」によれば、「民間の作成する統計は、統計法の適用範囲外とし、民間統計を自由に発達せしめてこれに拘束を加えないことが民主主義の基礎的な条件を形成するものである」という立場を

とっている」とした上で、民間のうち日本銀行及び商工会議所のみが届出の対象となっている理由については「…日本銀行、日本商工会議所も届出を要するものとされているのは、これら二団体の実施する調査は、規模や重要度において国の行う調査に匹敵すると考えられたからである。」としています。

3 新旧統計法で微妙に異なる民間の範囲

現行の統計法における、民間の作成する統計に対する考え方の底流は、旧統計法における考え方を承継していると考えられます。

ただ、現行の統計法は、公的機関（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等の政府と一体をなす法人）の作成する統計（公的統計）に係ることについてのみ規制し、民間（公的機関以外）の作成する統計は規制しないこととしています。一方で、旧統計法では、届出を要する統計調査の範囲に民間（国・地方公共団体以外）も含まれています。現行の統計法と旧統計法では、「民間」の範囲が微妙に異なっています。

4 雑感

現行の統計法の法律名に公的機関の作成する統計に限定する文言が冠されていない理由について、筆者は、これまで特に疑問を持つことはありませんでした。最近になって、このことが気になったことから調べてみたのですが、結局、その核心的な部分についての考え方や議論の公式の記録（国会議事録などの公開情報）を見つけることはできませんでした。ただ、現行の統計法は、民間（国その他公的機関以外という意味）の作成する統計については、その法律名と目的規定から、民間の作成する統計を規制しないという理念を意思表示しているように感じます。一方で、行政機関等や民間において実施する統計調査により集められた個人情報については、これを保護するための法制度による規制などの措置（例：行政機関には統計法による規制、民間には個人情報保護法による規制）が特に重要であることは言うまでもありません。

また、現代においては、統計リテラシー（統計に関する情報や知識の活用能力）の普及・啓発がますます重視されてきており、社会全体で、民間の統計の発達を支援する取組が必要であると思います。

今回の調べもので、法律の考え方の底流にあるものを理解することの大切さを再認識しました。

¹ 統計制度改革検討委員会報告 <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/special/statistics/reform/report.pdf>

